

定期報告告示の改正への対応について

山口市開発指導課

建築基準法第 12 条第 1 項、第 3 項の規定に基づく定期報告制度において、調査、検査の合理化や新技術の活用を可能とするため、調査・検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表等が見直され、令和 7 年 7 月 1 日から施行されます。

●詳しくは、下記の国土交通省 HP「建築基準法に基づく定期報告制度について/4. 調査・検査項目告示」をご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

なお、本改正のうち、次の内容については、特定建築物定期調査にて実施、報告いただきますようお願いいたします。

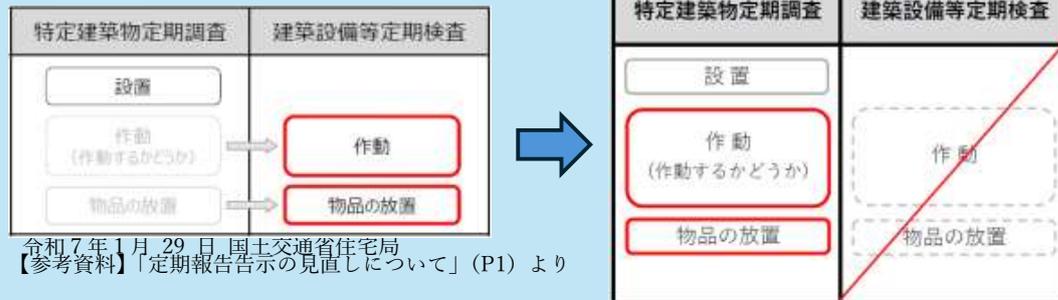
■ 特定建築物定期調査と建築設備等定期検査との重複について

【山口市の場合】

- ・ 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用の照明装置」の作動の状況
- ・ 「換気設備」、「非常用の照明装置」の物品の放置の状況

の確認は、引き続き、**特定建築物定期調査**で実施してください。

【国の改正】



■ 特定建築物定期調査と防火設備定期検査との重複について

【山口市の場合】

- ・ 「各階の主要な常閉防火扉」(※) について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況

の確認は、引き続き、**特定建築物定期調査**で実施してください。

【国の改正】



※原則、「①避難経路に設けられたもの」、「②吹抜きに面して設けられたもの」、「③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの」、その他安全上必要なものが調査対象となります。

※「②吹抜きに面して設けられたもの」の竪穴区画のうち、昇降路に設ける防火扉は、従前通り昇降機定期検査の対象です。

●報告時期や様式等は下記 HP をご確認ください。

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/74/30621.html>

山口市都市整備部開発指導課建築指導担当
TEL: 083-934-2847